

## 6. 事前協議内容の確認について（主に実現性）

### ①事前協議者①

- ・ 現在―――床で運営している 病院へ一般病床50床増床して―――床の病院とする計画で、増床の開院時期は平成26年9月1日予定。
- ・ 病院で、新たに1000件以上の救急搬送を受ける計画。
- ・ 現在の病院の敷地内に新たに建物を建設する計画で、敷地は確保されており、実現可能と考えられる。

### ②事前協議者②

- ・ 葛城市内に新たに土地を確保して、241床の新病院を建設する計画で、新病院の開院時期は平成28年4月1日予定。
- ・ 新病院において、1日5件以上の救急搬送患者の受入れを行い、年間1800件程度の受入れを行う計画。
- ・ 用地取得に関して、土地所有者からの「仮契約書」もしくは協力する旨の「同意書」が提出されており、確保できる見込みで実現可能と考えられる。

### ③医療法人 藤井会

- ・ 香芝市内に新たに土地を確保して、241床の新病院を建設する計画で、新病院の開院時期は平成29年4月1日予定。
- ・ 新病院において、開院初年度は年間1200件程度の救急搬送患者の受入れを行い、開院2年目から年間1800件程度の救急搬送患者の受入れを行う計画。
- ・ 用地取得に関して、土地所有者から「土地取得にかかる誓約書」が提出されており、確保できる見込みで実現可能と考えられる。

### ④事前協議者③

- ・ 現在の保険医療機関指定取消処分を受けた病院を譲り受け241床の病院を開設する計画で、病院の開院時期は平成26年4月1日予定。
- ・ 開院後は、年間2200件以上の救急搬送患者の受入れを行う計画。
- ・ 土地建物の取得に関して、申請者から所有者に対し「買付証明書」は提出されているが、所有者からの同意書は提出されていないため、土地建物は確保できる見通しがたっていない状況。
- ・ 現時点では、土地建物の確保ができていない状況で、実現性が低いと考えられる。

### ⑤事前協議者④

- ・ 現在の保険医療機関指定取消処分を受けた病院を譲り受け241床の病院を開設する計画で、病院の開院時期は平成26年2月1日予定。

- ・開院後は、年間1000件以上の救急搬送患者の受入れを行う計画。
- ・土地建物の取得に関して、別の資金支援会社が所有者から土地建物を譲り受け、申請者が建物を資金支援会社から賃借する計画であるが、所有者と資金支援会社との間では「優先交渉権を与え商談を進める」との合意にとどまっており、「譲り渡す」同意はなされていないため、土地建物が確保できる見通しが立っていない状況。
- ・現時点では、土地建物の確保ができていない状況で、実現性が低いと考えられる。

## 7. 事前協議の募集にあたって公表した「評価のポイント」に対する事前協議内容について

「評価のポイント」としては、①救急医療体制、②患者に対する医療、③診療機能の確保、④開設地域であるが、これを保険医療機関指定取消処分を受けた病院が有する機能と、現在の措置状況より、必要となる機能を確認し、事前協議計画内容でどのような提案がなされているかの状況を整理する。また、中和医療圏における病床整備計画審査会において各項目の評価状況について確認を行う。

### ■ 保険医療機関指定取消処分を受けた病院が廃止された場合への措置状況

保険医療機関指定取消処分を受けた病院が有する主な機能	措置状況
①救急搬送 ・年間約2,000件の受入	・年間約1,000件の受入 ※ 保険医療機関指定取消処分を受けた病院の救急搬送受入体制が、十分に確保できていない
②病床 ・一般病棟(10:1):94床 ・医療療養病棟(25:1):74床 ・回復期リハビリテーション病棟:60床 ・障害者施設等(13:1):60床	・回復期リハビリテーション病棟:47床 ※ 療養病床、障害者施設等病床が確保できていない
③診療科目 ・脳神経外科・内科・外科 ・消化器外科・循環器内科 ・整形外科・形成外科・皮膚科 ・リハビリテーション科・泌尿器科	※ 特に循環器内科、脳神経外科については、確保する必要がある

### ①救急搬送（救急医療体制）について

#### 事前協議者①

- ・ 前回の47床の病床配分を行った同じ檜原市域において、新たに1000件以上の救急搬送患者を受け入れる計画。

#### 事前協議者②

- ・ 前回の47床の病床配分では、確保できていない葛城市域において、新たに年間1800件程度の救急搬送患者を受け入れる計画。

#### 医療法人 藤井会

- ・ 前回の47床の病床配分では、確保できていない香芝市域において、開院初年度は年間1200件程度の救急搬送患者の受入れを行い、開院2年目から年間1800件程度の救急搬送患者の受入れを行う計画。

### 【中和医療圏における病床整備計画審査会の評価】

項目	申請者名	審査員ア	審査員イ	審査員ウ	審査員エ	審査員オ	審査員カ	評価の区分
救急搬送患者の受け入れ体制	事前協議者①	×	C	D	C	C	C	(A～D)
	事前協議者②	B	D	C	B	C	B	
	医療法人 藤井会	B～D	A	B	B	A	A	

### ②病床（患者に対する医療）について

#### 事前協議者①

- ・ 50床の増床計画は、すべて一般病床で「医療療養病床、障害者施設等」の病床は、計画に含まれていない。
- ・ 「医療療養病床、障害者施設等」の病床の確保は、関連のグループ病院で受け入れることができるとする計画。

#### 事前協議者②

- ・ 241床の病院開設計画は「一般病棟、医療療養病棟、回復期リハビリテーション病棟、障害者施設等」の病床設置をする計画で、保険医療機関指定取消処分を受けた病院の病床を確保できる計画。

#### 医療法人 藤井会

- ・ 241床の病院開設計画は「一般病棟、医療療養病棟、回復期リハビリテーション病棟、障害者施設等」の病床設置をする計画で、保険医療機関指定取消処分を受けた病院の病床を確保できる計画。

### ③診療科目（診療機能の確保）について

#### 事前協議者①

- ・ 50床の増床は、診療科としてはすべて循環器内科の増床計画となる。

### 事前協議者②

- ・新病院においては、消化器外科、形成外科、皮膚科を除く診療科を標榜する計画。
- ・小児科を新たに標榜する計画。

### 医療法人 藤井会

- ・新病院においては、開設当初から保険医療機関指定取消処分を受けた病院の診療科をすべて標榜する計画。
- ・開設3年目からは、小児科、婦人科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科、眼科、麻酔科を新たに標榜する計画。

### 【中和医療圏における病床整備計画審査会の評価】

項目	申請者名	審査員ア	審査員イ	審査員ウ	審査員工	審査員才	審査員力	評価の区分
保険医療機関指定取消処分を受けた病院への対応 (保険医療機関指定取消処分を受けた病院の患者に対する医療の確保)	事前協議者①	D	D	E	A	C	D	(A～D)
	事前協議者②	E	B	B	B	B	B	
	医療法人 藤井会	E	B	B	B	B	B	

項目	申請者名	審査員ア	審査員イ	審査員ウ	審査員工	審査員才	審査員力	評価の区分
保険医療機関指定取消処分を受けた病院の診療機能を有しているか	事前協議者①	C	C	C	C	C	C	(A～D)
	事前協議者②	C	C	C	C	C	C	
	医療法人 藤井会	A	A	A	A	A	A	

### ④開設地域について

#### 事前協議者①

- ・檀原市の 病院に増床

#### 事前協議者②

- ・葛城市に新病院を建設

#### 医療法人 藤井会

- ・香芝市に新病院を建設

### 【中和医療圏における病床整備計画審査会の評価】

項目	申請者名	審査員ア	審査員イ	審査員ウ	審査員工	審査員才	審査員力	評価の区分
開設地域について	事前協議者①	C	C	C	C	C	C	(A～C)
	事前協議者②	A	A	A	A	A	A	
	医療法人 藤井会	A	A	A	A	A	A	

## 8. ヒアリングによる評価（中和医療圏における病床整備計画審査会）

### ヒアリング評価の結果

委員名	事前協議者①		事前協議者②	
	総合評価 (A~C)	コメント	総合評価 (A~C)	コメント
審査員ア	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に無理があると思われる。</li> <li>・医師数と救急患者数との整合性がとれない。</li> <li>・立地面、機能面で問題がある。</li> <li>・当直は1名→2名で救急対応、10:1を予定。</li> <li>・脳卒中は内科系のみ(週1回の状況)。</li> <li>・東朋香芝病院の患者を開院前でも一定程度は受入。</li> <li>・東朋香芝病院の機能を維持できない。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性期で常勤医師6名の病院が母体となって、17人の医師を新たに確保できるかどうか</li> <li>・母体となる法人が脆弱である。</li> <li>・構想が不明確。</li> <li>・当直は2名体制、15:1から10:1まで充実させていきたい予定。</li> <li>・他の医療機関との連携体制は、今後、具体的に検討する。</li> <li>・脳卒中、心筋梗塞の対応を大学と調整して対応していきたい考え。開院時は241床、15:1で始める。</li> <li>・一部、開院前でも患者の受入可能。</li> <li>・救急医療をどの程度達成できるか疑問である。</li> </ul>
審査員イ	B		C	
審査員ウ	C		C	
審査員エ	B		B	
審査員オ	C		C	
審査員カ	C		B	

委員名	(仮称) 医療法人藤井会 香芝生喜病院		事前協議者③	
	総合評価 (A~C)	コメント	総合評価 (A~C)	コメント
審査員ア	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約300床と地域ニーズ・需給ギャップ(今後と現在)を鑑み、拠点化・強化・集中と連携など、医療システムの再編に積極的に政策側からインプットしていく必要があるのではないか。</li> <li>・この機会を地域の医療システムの再編強化に使っていただきたい。</li> <li>・バランスのとれた法人運営を高く評価した。</li> <li>・開院時期は問題だが、地域の将来を考えると良。</li> <li>・規模は順次拡大。救急患者は当初1200件→3年後1800件を予定。当直は3~4人体制。10:1を予定。</li> <li>・法人規模は、一定規模がありスケールメリットも可能。2年目からはICUなども設置して充実させていく。</li> <li>・一番適切な案であると考えているが、開院までの間どのようにするのか。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金計画に無理を感じる。</li> <li>・計画の実効性に問題があると思われる。</li> <li>・将来が見えずらい。</li> <li>・現在、少しずつ従事者が減少し、現状維持できるか懸念。</li> <li>・不確定要素が多い。</li> <li>・評価するのが難しい。</li> </ul>
審査員イ	A		C	
審査員ウ	A~B		B	
審査員エ	A		C	
審査員オ	A		B	
審査員カ	A		B	

委員名	事前協議者④	
	総合評価 (A~C)	コメント
審査員ア	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力する2つの医療法人との関わりを申請書類に記載してほしかった</li> <li>・事業展開の意図が不明である。</li> <li>・病院開設(継承)の意図が不明確。具体的方策が無い。</li> <li>・法人組織が複数法人から組織されており、一つの組織としてまとまるか懸念。</li> </ul>
審査員イ	C	
審査員ウ	C	
審査員エ	C	
審査員オ	C	
審査員カ	C	

# ヒアリング評価の結果

項目		評価の区分
計画実施時期	早期に開院できるかどうか	(A、C～E)
保険医療機関指定取消処分を受けた病院への対応	保険医療機関指定取消処分を受けた病院の患者に対する医療の確保	(A～E)
医療従事者の確保計画	医師確保	(A～E)
	看護師確保	(A～E)
他の医療機関等との連携	他の医療機関との連携や地域における役割分担	(A～C)
医療圏内の医療資源配置のバランス	周辺地域における他病院の立地状況	(A～D)
開設地域について	香芝市、葛城市内	(A～C)
奈良県保健医療計画に定める施策の推進 5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)5事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療)及び在宅医療のうち、当該病院が取り組む項目数		
救急搬送患者の受け入れ体制	新規救急搬送受入数の実現性及び受入体制	(A～D)
保険医療機関指定取消処分を受けた病院の診療機能を有しているか	診療科目、許可病床数内訳	(A～D)
保険医療機関指定取消処分を受けた病院との関係	医療法人気象会との関係	(A～C)
法令遵守	法令に関する取り組みについて	(A～D)
その他(総合評価)	総合評価(※自由評価)	(A～C)

事前協議者①					
審査員ア	審査員イ	審査員ウ	審査員エ	審査員オ	審査員カ
C	C	C	C	C	C
D	D	E	A	C	D
D	B	C	B	C	B
D	C	D	C	C	C
C	B	C	B	C	C
D	C	D	C	C	C
C	C	C	C	C	C
1	2	2	3	1	2
×	C	D	C	C	C
C	C	C	C	C	C
A	A	A	A	A	A
A(?)	C	-	C	C	A
C	B	C	B	C	C

事前協議者②					
審査員ア	審査員イ	審査員ウ	審査員エ	審査員オ	審査員カ
E	E	E	E	E	E
E	B	B	B	B	B
E	C	C	B	C	B
E	C	D	D	C	B
C	C	C	C	C	C
-	D	B	B	C	B
A	A	A	A	A	A
1	0	3	4	1	5
B	D	C	B	C	B
C	C	C	C	C	C
A	A	B	A	A	A
A	C	-	-	B	A
C	C	C	B	C	B

# ヒアリング評価の結果

項目		評価の区分
計画実施時期	早期に開院できるかどうか	(A、C～E)
保険医療機関指定取消処分を受けた病院への対応	保険医療機関指定取消処分を受けた病院の患者に対する医療の確保	(A～E)
医療従事者の確保計画	医師確保	(A～E)
	看護師確保	(A～E)
他の医療機関等との連携	他の医療機関との連携や地域における役割分担	(A～C)
医療圏内の医療資源配置のバランス	周辺地域における他病院の立地状況	(A～D)
開設地域について	香芝市、葛城市内	(A～C)
奈良県保健医療計画に定める施策の推進 5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)5事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療)及び在宅医療のうち、当該病院が取り組む項目数		
救急搬送患者の受け入れ体制	新規救急搬送受入数の実現性及び受入体制	(A～D)
保険医療機関指定取消処分を受けた病院の診療機能を有しているか	診療科目、許可病床数内訳	(A～D)
保険医療機関指定取消処分を受けた病院との関係	医療法人気象会との関係	(A～C)
法令遵守	法令に関する取り組みについて	(A～D)
その他(総合評価)	総合評価(※自由評価)	(A～C)

(仮称)医療法人藤井会 香芝生喜病院					
審査員ア	審査員イ	審査員ウ	審査員エ	審査員オ	審査員カ
E	E	E	E	E	E
E	B	B	B	B	B
C	C	C	B	A	B
C	C	C	B	B	A
C	B	B	B	A	A
D	B	A～B	B	A	A
A	A	A	A	A	A
2	6	4	4	2	5
B～D	A	B	B	A	A
A	A	A	A	A	A
A	A	A	A	A	A
A	B	-	-	B	A
B	A	A～B	A	A	A

事前協議者③					
審査員ア	審査員イ	審査員ウ	審査員エ	審査員オ	審査員カ
AorX	A	A	EorA	E	E
B～D	D	A	EorA	A	E
E	E	C	EorB	C	E
E	E	B	EorB	B	E
A	B	C	B～C	B	B
B	A	A	B	B	A
A	A	A	CorA	A	A
2	3	2	2	2	2
D	C	B	-orA	B	B
C	A	A	DorA	A	C
A	A	A	A	A	A
-	-	-	-	A	A
C	C	B	C	B	B

# ヒアリング評価の結果

項目	評価の区分	事前協議者④					
		審査員ア	審査員イ	審査員ウ	審査員エ	審査員オ	審査員カ
計画実施時期	早期に開院できるかどうか	E	D	A	EorA	E	E
保険医療機関指定取消処分を受けた病院への対応	保険医療機関指定取消処分を受けた病院の患者に対する医療の確保	E	D	D	EorA	D	E
医療従事者の確保計画	医師確保	E	E	D	EorB	E	E
	看護師確保	E	E	D	EorB	E	E
他の医療機関等との連携	他の医療機関との連携や地域における役割分担	C	C	C	B～C	C	C
医療圏内の医療資源配置のバランス	周辺地域における他病院の立地状況	-	A	B	B	C	C
開設地域について	香芝市、葛城市内	-	A	A	CorA	A	C
奈良県保健医療計画に定める施策の推進 55疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)5事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療)及び在宅医療のうち、当該病院が取り組む項目数		0	0	3	2	1	0
救急搬送患者の受け入れ体制	新規救急搬送受入数の実現性及び受入体制	-	D	D	-orA	D	D
保険医療機関指定取消処分を受けた病院の診療機能を有しているか	診療科目、許可病床数内訳	-	E	B	DorA	C	E
保険医療機関指定取消処分を受けた病院との関係	医療法人気象会との関係	A	A	A	A	A	A
法令遵守	法令に関する取り組みについて	-	C	-	-	C	A
その他(総合評価)	総合評価(※自由評価)	C	C	C	C	C	C



## 9. 「医療法人藤井会」への病床配分について

### ■事前協議者①について

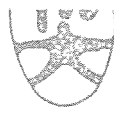
- ①「評価のポイント」となっている診療機能の確保において、50床の増床計画は循環器内科に限られている。
- ②開設地域が檀原市となっており、他の2つの計画が今回評価することとしている地域の香芝市・葛城市での計画となっている。

上記①②の理由及び審査委員の意見も踏まえ、**事前協議者①**へは、病床配分を行わないこととする。

### ■事前協議者②及び医療法人藤井会について

- ①「評価のポイント」となっている診療機能の確保において**医療法人 藤井会**の計画は、保険医療機関指定取消処分を受けた病院のすべての診療科目を標榜する計画であるが、**事前協議者②**の計画は、すべての診療科目を標榜する計画ではない。
- ②開院時期について**事前協議者②**は平成28年4月、**医療法人 藤井会**は平成29年4月と1年遅いが、開院までの期間の患者に対する医療において県内4医療機関と患者の受入に対する協力同意書を締結している。
- ③新病院開設には、医療従事者の確保も重要であるが、**医療法人 藤井会**は、現時点において確保している医療従事者の数において、**事前協議者②**の計画よりも医師において約8倍、看護師においても約6倍の規模があり、医療従事者の確保の点で比較した場合、計画の確実性が高い。
- ④関係機関からの意見において実績・経験が豊富で、経営規模が大きく安定している医療機関を選定してほしいとの意見が多く、**医療法人 藤井会**は、複数の病院経営を行い、救急医療においても実績がある。

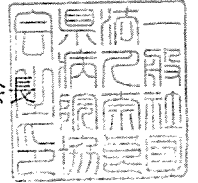
上記①②③④及びすべての審査委員が最も高く評価した**医療法人 藤井会**に対し、241床の病床配分を行う。



奈病協第114号  
平成26年1月31日

奈良県医療政策部長 殿

一般社団法人 奈良県病院協会



「病床の整備計画について（意見照会）」に対する回答

平成26年1月14日付け、地医第15号の17により意見照会がありましたことについては、下記のとおり回答します。

記

今回の中和医療圏における病床の整備に当たっては、奈良県がより良質な医療提供体制の整備の観点から公募により募集を行われた留意事項、すなわち、

- 1 香芝・広陵消防からの年間1000件以上の救急搬送の受入れ
- 2 香芝・葛城市内での病床整備
- 3 保険医療機関の指定取消処分を受けた医療機関の患者に対する医療の確保
- 4 保険医療機関の指定取消処分を受けた医療機関の診療機能の確保

等が確実に達成できるよう、事前協議のあった開設者の敷地及び建物の計画、資金及び人員確保の計画等を慎重に審査され、選定されることを希望します。

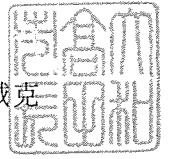
以上

# 病床の整備計画について(意見照会)

平成26年1月30日

奈良県知事 荒井正吾 様

大和高田市長 吉田 誠克



標題の病床の整備計画について、意見の照会が奈良県医療政策部長よりありましたので、以下のとおり意見書を提出いたします。

## 第1 意見書

最初の公募において、288床の内、47床を「平成まほろば病院」に配分することが決まり、奈良県は残りの241床を昨年10月25日から12月27日まで再公募しておりました。その結果、奈良県の募集基準に基づき、事前協議書の提出があったのは、5医療機関でした。本市としては、医療機関の選定の決定について、以下の事項を配慮していただくようお願いします。

総括的に、本市としましては、中和医療圏内においても、医療機関が地理的にバランス良く配置され、地域偏在がないような医療機関の選定をお願いします。また、経営基盤が確実な、地域に良質な医療を継続して提供できる医療機関の選定を望みます。

※具体的には、次の項目を満たす医療機関を選定していただくようお願いします。

- ①救急搬送の受け入れが、年間最低基準1,000件以上で、応募の医療機関の中で最も多く受け入れていただける医療機関を選定して下さい。
- ②医療機関の開設場所は、現在の東朋香芝病院の場所か、又はその周辺の香芝市内に位置し、中和・西和保健医療圏の救急医療体制を維持できる医療機関を選定して下さい。
- ③救急・急性期医療の経験と実績があり、経営規模及び資本から安定した病院経営が可能な医療機関を選定して下さい。
- ④安定した地域の救急医療体制を維持するため、医療機関の設置認可は円滑に実施することとし、再度公募が行われないようにして下さい。

## 第2 意見書の理由

奈良県が再募集した条件は、中和医療圏（大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町）で、241床の病床数を満たし、かつ、年間1,000件以上の救急搬送の受け入れが必須とされています。また、保険医療機関の指定取消処分を受けた医療機関の患者に対する医療を確保する計画は、高く評価するとされています。受入件数が現状と乖離すれば、本市に於ける救急医療が維持できないばかりではなく、周辺市町村の医療機関への患者の搬送が急増し、中和・西和保健医療圏の救急医療体制に大きな負担をかけることとなります。また、現在の東朋香芝病院の地域性を考慮して、本市を含めた中和・西和保健医療圏の救急医療体制の維持ができる医療機関を選定していただきたいと考えています。

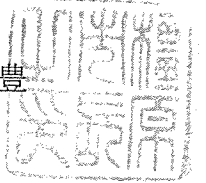
さらに、療養病床の入院患者においても、他病院・他施設への短期間における転院等は、現状から極めて困難であります。

本市といたしましては、医療機関として「第1 意見書」の実行が担保され、また、医療機関の医師不足が問題となっている現状も踏まえ、中和医療圏の救急医療体制の充実も視野に入れた、実績・経験が豊富で、経営規模が大きく安定している医療機関を選定していただきたく上記の意見を申し述べます。

橿健増第 306号の2  
平成26年 1月27日

奈良県医療政策部長 殿

橿原市長 森下 豊



病床の整備計画について（回答）

平成26年1月14日付、地医第15号の17により意見照会がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

貴職より概要、事業協議書の提出内容については、特段の異議はありません。



御市健 第 35 号

平成26年1月31日

奈良県知事 荒井 正吾 様

御所市長 東川 裕

病床の整備計画について（意見書提出）

標記の件について、奈良県医療政策部長から意見の照会がありましたので、下記のとおり提出いたします。

第1 意見書

最初の公募において、288床の内、47床を「平成まほろば病院」に配分することが決まり、奈良県は残りの241床を昨年10月25日から12月27日まで再公募しておりました。その結果、奈良県の募集基準に基づき、事前協議書の提出があったのは、5医療機関でした。本市としては、医療機関の選定の決定について、以下の事項を配慮していただくようお願いします。

総括的に、本市としましては、中和医療圏内においても、医療機関が地理的にバランス良く配慮され、地域偏差がないような医療機関の選定をお願いします。また、経営基盤が確実な、地域に良質な医療を継続して提供できる医療機関の選定を望みます。具体的には、次の項目を満たす医療機関を選定していただくようお願いします。

- ①救急搬送の受け入れが、年間最低基準1,000件以上で、応募の医療機関の中で最も多く受け入れていただける医療機関を選定して下さい。
- ②医療機関の開設場所は、現在の東朋香芝病院の場所又はその周辺に位置し、中和・西和保健医療圏の救急医療体制を維持できる医療機関を選定して下さい。
- ③救急・急性期医療の経験と実績があり、経営規模及び資本から安定した病院経営が可能な医療機関を選定して下さい。
- ④安定した地域の救急医療体制を維持するため、医療機関の設置認可は円滑に実施することとし、再度公募が行われないようにして下さい。

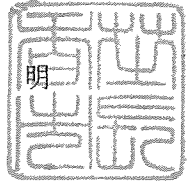
第2 意見書の理由

奈良県が再募集した条件は、中和医療圏（大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町）で、241床の病床数を満たし、かつ、年間1,000件以上の救急搬送の受け入れが必須とされています。また、保険医療機関の指定取消処分を受けた医療機関の患者に対する医療を確保する計画は、高く評価するとされています。受入件数が現状と乖離すれば、本市に於ける救急医療が維持できないばかりではなく、周辺市町村の医療機関への患者の搬送が急増し、中和・西和保健医療圏の救急医療体制に大きな負担をかけることとなります。また、療養病床の入院患者においても、他病院・他施設への短期間における転院等は、現状から極めて困難であります。

本市といたしましては、医療機関として「第1 意見書」の実行が担保され、また、医療機関の医師不足が問題となっている現状も踏まえ、中和・西和保健医療圏の救急医療体制の充実も視野に入れた、実績・経験が豊富で、経営規模が大きく安定している医療機関を選定していただきたく上記の意見を申し述べます。

奈良県知事 荒井正吾 様

香芝市長 吉田弘 明



意見書 (奈良県病床の整備計画について)

平素は本市の医療業務の推進について、ご理解ご支援を頂き、ありがとうございます。さて、表題の件につきまして貴殿より意見の照会がありましたので以下に述べさせていただきます。

東朋香芝病院の既存機能を受け継ぐ病院の選択にあつては、まず、当該病院の持つ年間 2,000 件を超える救急医療搬送件数（平成 24 年実績 2,300 件）の受入・対処が同等に可能であるか、また、それに匹敵する程度の能力を有すると認められる病院であることが最も優先されるべきと考えています。

現在、香芝市、大和高田市、御所市、葛城市、王寺町、上牧町、河合町、及び広陵町が東朋香芝病院を救急医療の受入れ先として利用し、また、当該病院の存亡に大きく影響を受ける自治体であります。これらの自治体の救急医療搬送受入先については、三室病院、恵王病院、友紘会病院、大和高田市立病院、土庫病院、県立医大付属病院、済生会御所病院、服部記念病院、天理よろづ病院、中井記念病院、吉本外科・整形外科病院等が中心となり、相互に調整され、これらの地域の救急医療体制としてバランスが保たれています。東朋香芝病院の持つ救急医療体制が損なわれると、たちまちこれら地域の救急医療体制に大きな損害をもたらします。年間 2,000 件を超えるような救急医療搬送を、例え分散したとしてもその受入に余裕のある病院がないのが現状であります。

また、香芝市、葛城市、広陵町、王寺町に至っては人口増加（社会増・自然増共）が続いており、今まで以上に救急医療体制整備の充実が欠かせないものであります。

本市においては出生率・年少者率も奈良県で最も高く、また、核家族化で小児の急病等に対する経験・知識に欠けた若い世帯が増えており支援が必要な状況であり、小児科の設置及び小児救急医療の受入体制の強化は欠かせないものとなっています。

貴殿におかれましては、病院選択の決定について、以下の事項を配慮して頂ければと願います。

- ① 救急医療受入能力は年間 2,000 件以上あること
- ② 上述の 4 市 4 町の救急医療体制のバランス（位置的条件：香芝市内）を崩す事がないこと
- ③ 将来的に小児科の設置及び小児救急の受入が可能なこと
- ④ 安定した地域の救急医療体制を維持するため、病院の設置認可は円滑に実施することとし、再度公募が行われるようなことがないこと
- ⑤ 救急・急性期医療の経験と実績があり、経営規模及び資本から安定した病院経営が可能なこと

以上が奈良県病床整備計画に係る本市の意見であります。よろしくお取りはからい願います。



葛 第 3748 号  
平成26年1月31日

奈良県医療政策部長 様

葛城市長 山下 和弥



病床の整備計画についての意見書について

平成26年1月14日付地医第15号の17により照会のあった標記の件について、別紙のとおり意見書を提出します。

## 病床の整備計画についての意見書

標記の件については、平成25年6月21日付で近隣の4市4町の首長により、「中和・西和保健医療圏（西部地区）に於ける救急医療体制維持についての要望書」を奈良県知事に提出しており、近畿厚生局により平成25年10月1日付で医療法人気象会東朋香芝病院に対する保険医療機関の取消処分を行うこととされ、現在、この取消処分について、病院を開設する医療法人気象会から国に対して、行政訴訟が大阪地方裁判所に提起され、1審判決から60日後まで取消処分の執行を停止する決定が下されています。この間、県で行われた第1次の公募において、同病院の288床のうち、既に平成まほろば病院（橿原市）に47床を充てる方針が決定され、残り241床について再募集され5件の事前協議書が提出されています。

このような状況の中で、東朋香芝病院の保険医療機関の取消処分が実行されたときには、当該保健医療圏内の自治体における保健・福祉・医療行政推進への大きな障害となることや地域住民の生活に多大な混乱、不安を引き起こすことが容易に予測できるため、現在、東朋香芝病院が担う中和・西和保健医療圏の救急医療をはじめとした地域の医療体制が間断なく継続されること。保険医療機関の指定取消し処分を受けた病院の患者に対する医療の確保が図られていること。4市4町の地域の中での立地条件のこと。将来にわたって安定した病院経営が行われ、住民が安心して良質かつ適正な医療サービスを受けることができること。また、子育て支援の点から小児科救急医療の充実のことや小児科そのものの整備も重要となってくること等の観点から、適合する後継の医療機関を選定すべきであると考えられるものであり、葛城市としての5件の事前協議書に対して次のとおり意見を申し述べます。

事前協議書の提出のあった5件のうち、241床の再公募について、一部の50床を増床する開設者・の「病院の病床数の増加」の計画は、救急医療の受入体制では、年間1,000件を目標としており、現状（平成24年度実績：2,300件）の救急医療搬送件数を1,300件下回っていることや、早期（平成26年9月1日）に開設する予定となっていますが、県において残り191床の再度の公募が必要となり、現状の医療確保の問題解消までに相当な時間を要することから適切ではないと考えます。

次に、東朋香芝病院を継承する2件の計画では、立地条件及び開設時期は現在の病院機能を継承することで望ましい計画であると評価しますが、開設者・氏の計画では、救急搬送受入件数については現行の件数を受け入れる考えであり、周辺市町村にとっても有利ですが、開設者の病院経営そのものの実績、経験は未確認であり、自己資本もない状況であること。また、開設者・



の計画では、救急受入件数が年間1,000件と現状を1,300件下回り、周辺市町村の救急体制に不備が生じ、周辺病院への救急医療の負担が大きくなることや、開設者は現在休院中であること等からこの2件の計画については安定した病院運営に不安が残ると考えます。

次に病院を新たに別の場所で開設する2件の計画については、規模の違い等がありますが、ともに、救急医療の受入体制も現状とほぼ同程度またそれ以上の確保が可能となっており、小児科の設置も予定され、他に開設している病院での実績、経験があり、安定した経営が期待できるものと考えます。立地条件においては現在の東朋香芝病院の位置から離れた位置となり、4市4町からの搬送時間が一部の市、町において現状より少し長くなることとなりますが、ともに幹線道路沿いの位置にあるため特段の支障はないものと考えます。

特に、救急受入可能な総合病院のない葛城市における開設者・

の病院の開設計画は、中和・西和保健医療圏の中でのバランスのとれた医療機関の配置となるものであり、開設者・医療法人藤井会の計画よりも1年早い開設予定（平成28年4月1日）となっていることや、「新病院設立にあたって、地域医療を支えるためには、その地域のニーズを十分に把握し、変化する医療環境に対応可能な柔軟性と、進歩する医療機能の高度化の充実・強化可能な病院を整備するだけでなく、地域医療機関との連携や地域住民の努力が一体となった「地域一体型の医療システム」が必要であることを標榜されていることや、今や社会問題となっている産科・小児科領域においても、地域住民が安心して産み、育てられるまちづくりのために、周産期医療や育成医療体制を整備する必要があると考えるとの趣意書が提出されており、その趣旨に賛同するものであり、葛城市として による病院の開設計画が後継の医療機関として選定されることを望むものです。

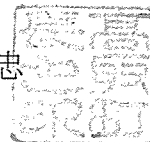


高保セ第 84号

平成26年 1月31日

奈良県医療政策部長 様

高取町長 植村家忠



病床の整備計画について（回答）

平素は、高取町保健行政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成26年1月14日付 地医第15号の17で意見照会のあった標記については  
下記のとおりです。

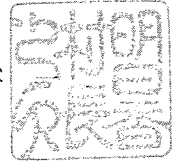
記

事前協議内容について、特に意見なし

明 健 第 433号  
平成26年1月31日

奈良県医療政策部長 殿

明日香村長 森 川 裕



病床の整備計画について（回答）

平素より、村の地域医療事業の推進にご協力頂きありがとうございます。  
標記について、意見はありませんのでよろしく申し上げます。

上生対第 1649号

平成26年1月31日

奈良県医療政策部長 殿

上牧町長 今 中 富 夫



病床の整備計画についての意見書

平成26年1月14日付け、地医第15号の17をもって意見照会がありましたことについては、下記のとおり意見を述べます。

記

前回にも、意見を述べましたとおり、現在の東朋香芝病院既存機能を受け継ぐ病院の選択にあっては、現在の救急医療体制及び療養病床の確保、その実績及び機能を継続し、確実に履行可能な能力を有すると認められる病院であることが最も重要だと考えます。

位置的には、4市4町の救急医療体制のバランスを崩さない救急搬送が容易な位置に建設するのがよいと思います。

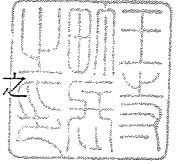
以上のことを鑑みまして、選定に際しましては、病院設置計画の最も安定した経営の出来る病院で、地域の住民生活に混乱・不安を引き起こさない病院の選定をお願いします。

以上

王保健第 727号  
平成26年2月3日

奈良県医療政策部長 殿

王寺町長 平 井 康 之



病床の整備計画について（回答）

平素より、王寺町保健事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。  
地医第15号の17で意見照会がありました病床の整備計画について、下記のとおり回答いたします。

記

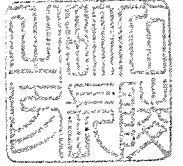
フルオープンまでに時間を要するものの、距離的にも近く、又、救急医療の受け入れ態勢も年間2,000件以上可能となることや、救急医療や急性期医療での実績から、医療法人藤井会が望ましい。

以上

広保第1045号  
平成26年1月31日

奈良県知事 荒井正吾様

広陵町長 山村吉由



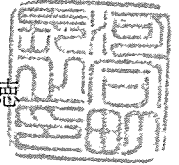
病床の整備計画について（回答）

平成26年1月14日付・地医第15号の17において照会のありましたこと  
については、特に意見はございません。

河 保 七 第 17 号  
平成 26 年 1 月 23 日

奈良県医療政策部長 殿

河合町長 岡 井 康 徳



奈良県病床の整備計画について（回答）

平素は、地域医療の推進にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、平成26年1月14日付けをもって意見を求められた病床の整備計画について、下記のとおり提出します。

記

病床数の確実な確保と現行と変わらぬ診療体制を構築され、周辺の地域医療に影響を与えないようにお願いします。

以上